

(単位：千円)

事業名	補正前予算額	要求額	審査額	摘要
<p>【都市整備部】</p> <p>新</p> <p>1 さいたま新都心8街区</p> <p>土地利用推進費</p>		<p>3,696</p> <p>〔 諸収入 767 一財 2,929 〕</p>	<p>3,696</p> <p>〔 諸収入 767 一財 2,929 〕</p>	<p>さいたま新都心8-1A街区について、土地利用方針及び事業実施方針を策定し、事業者が事業計画を立案するために必要な県・市有地の鑑定評価を行う。</p> <p>土地鑑定手数料 369万6千円</p> <p>&lt;スケジュール&gt;</p> <p>18年9月：県、さいたま市、都市再生機構による土地利用協議会（第1回）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・開発事業者募集要項の決定</li><li>開発事業者の登録、ヒアリング開始</li></ul> <p>10月：県・市有地鑑定評価</p> <p>11月上旬：三者土地利用協議会（第2回）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・登録事業者意向の評価</li><li>・土地利用方針及び事業実施方針の骨子作成</li></ul> <p>11月下旬：三者土地利用協議会（第3回）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・土地利用方針及び事業実施方針の策定</li></ul> <p>*さいたま新都心都市拠点整備促進事業費（さいたまタワー実現大連合への負担金1,354万1千円）は皆減としている。</p>

【審査の考え方】

さいたま新都心8街区の整備について、民間の力を最大限に活用して行うことを基本として、年内に土地利用方針及び事業実施方針を策定するために正確な土地評価額を把握する必要を認め、要求額を措置した。

都市整備部